

日実動学-外検発 第R7-13号-証

検証実施証明書

公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表理事理事長 岡村 整諮 殿

貴機関は、公益社団法人日本実験動物学会
外部検証委員会による「動物実験に関する
外部検証事業」による自己点検・評価を行い
その結果に対する検証を本委員会が実施した
ことを証します

2025年3月14日

公益社団法人日本実験動物学会
理事長 小倉 淳郎



No.2025-13

Japanese Association for Laboratory Animal Sciences



CERTIFICATE

President Mr. Seiji Okamura
Tottori Industrial Promotion Organization

Dear President

In every Japanese institution under the jurisdiction of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, MEXT, self-inspections and evaluations for the conduct of animal experiment and related activities must be verified by a third party, independent of the research institution concerned.

Japanese Association for Laboratory Animal Science (JALAS) certifies that Tottori Industrial Promotion Organization received "Assessment and Verification Program for Care and Use of Laboratory Animals in 2024".

Sincerely yours

14 March, 2025

Atsuo OGURA, Ph. D., D.V.M
President
JALAS

Masami MORIMATSU, Ph.D.,
D.V.M., DJCLAM
Chairman
Assessment and Verification
Committee, JALAS

動物実験に関する検証結果報告書

公益財団法人鳥取県産業振興機構

動物実験に関する外部検証事業

(公益社団法人日本実験動物学会)

2025 年 3 月

日実動学-外検発 第 R7-13 号-報

2025 年 3 月 14 日

公益財団法人鳥取県産業振興機構

代表理事理事長 岡村整裕 殿

貴機関における動物実験の実施体制に関して、提出された自己点検・評価報告書に対する検証結果を通知します。

公益社団法人日本実験動物学会

理事長 小倉淳郎



対象機関：公益財団法人鳥取県産業振興機構

申請年月日：2024 年 6 月 24 日

訪問調査年月日：2024 年 10 月 30 日

調査員：林元展人、下田耕治

検証の総評

公益財団法人鳥取県産業振興機構は、鳥取県より指定管理を受託し、とっとりバイオフロンティアを管理・運営している。とっとりバイオフロンティアは鳥取県のバイオ産業の活性化を目的に、2011 年に鳥取大学医学部米子キャンパス敷地内に産学官の連携拠点として設立され、「拠点管理」「事業化推進」「人材育成」を 3 つの柱に掲げる研究推進施設である。文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」、環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）」に基づいて定めた「とっとりバイオフロンティア動物実験規則（以下「動物実験規則」という。）」に従って、動物実験委員会、動物実験計画書等の各種様式、飼育室利用マニュアル、緊急時等のマニュアル、教育訓練、情報公開等の適正な動物実験及び実験動物の飼養保管の実施に必要な体制が適切に整備されている。動物実験委員会は鳥取県に関

係する組織や大学等さまざまな所属の外部委員を積極的に登用し、客観性・中立性を高め、事務局のサポートの下に動物実験計画の審査、動物実験の実施状況の把握、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開等を適正に行っている。飼養保管施設では「飼養保管基準」に則して実験動物の飼養保管が適正に実施されている。引き続き最新の情報を参考に規程等の充実を図り、さらなる適正な動物実験の実施と実験動物の飼養保管体制の整備を推進されたい。

検証結果

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 機関による自己点検・評価結果 ☐ 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 ☒ 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程を定めていない。
2) 自己点検・評価の妥当性 機関内規程として動物実験規則が定められ、その内容は基本指針及び飼養保管基準に則したものである。したがって、機関内規程について、「機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。」との自己点検・評価の結果であるが、「基本指針に適合する機関内規程が定められている。」とする。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
4) 改善に向けた意見 令和7年度に動物実験規則の改訂が予定されているが、国立大学法人動物実験施設協議会（以下「国動協」という。）や公私立大学実験動物施設協議会（以下、「公私動協」という。）が提案、公開する最新の機関内規程雛形を参考に確実に進められたい。

2. 動物実験委員会

1) 機関による自己点検・評価結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 ☐ 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会を設置していない。
2) 自己点検・評価の妥当性 動物実験規則に基づき、基本指針に則した動物実験委員会が設置されているとともに、その任務等が明記され、3要件を担う7名が任命されている。したがって、動物実験委員会について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は設置されていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

3. 動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- ☐ 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

動物実験規則において、動物実験計画の立案、動物実験委員会での審査、理事長による承認及び結果報告の手続き等が規定され、「動物実験計画書」「動物実験終了報告書」「飼養保管施設設置・変更承認申請書」「実験室設置・変更承認申請書並びに施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届」の様式が定められている。したがって、動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
- ☐ 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

動物実験規則と「とっとりバイオフィロンティア遺伝子組換え実験安全規則」のほか、「とっとりバイオフィロンティアウイルスベクター安全取り扱いマニュアル」「とっとりバイオフィロンティア微生物実験安全マニュアル」「とっとりバイオフィロンティア化学物質管理規則」及び「とっとりバイオフィロンティア化学物質管理マニュアル」が定められ、遺伝子組換え実験安全委員会、化学物質等管理委員会が設置されている。放射線使用実験、感染実験、化学発癌、重金属を用いる実験は実施していない。したがって、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- ☒ 該当する動物実験の実施体制が定められている。

☐ 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 該当する動物実験の実施体制が定められていない。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
4) 改善に向けた意見 現在実施されていない放射線使用実験や感染実験等の安全管理に注意を要する動物実験を実施する際には、適切な実施体制の構築を検討されたい。

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 機関による自己点検・評価結果 ☐ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 飼養保管施設は管理者が申請し、動物実験委員会の審査を経て、理事長が承認する体制である。動物実験規則に基づき、管理者及び実験動物管理者が定められている。また「とっとりバイオフロンティア動物飼育室利用マニュアル（以下「飼育室利用マニュアル」という。）」「とっとりバイオフロンティア動物飼育施設緊急時対応マニュアル」が整備され、必要に応じた改訂も行われている。したがって、実験動物の飼養保管の体制について、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」との自己点検・評価の結果であるが、「基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。」とする。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 引き続き、改訂された飼育室利用マニュアルを周知徹底されたい。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

動物実験委員会の半数に外部委員を登用し、客観性・透明性を高めている点は評価できる。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

1) 機関による自己点検・評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 動物実験委員会によって、動物実験計画書の審査が適正に実施され、審査過程における議事録が保存されている。したがって、動物実験委員会の活動状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

2. 動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 動物実験計画が適切に審査され、理事長により承認されている。すべての動物実験において、年度ごとに提出を求めている動物実験実施報告書、実験終了時に提出を求めている動物実験（終了・中止）報告書並びに動物実験の自己点検票が 100%提出されている。したがって、動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果 ☒ 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。
--

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験を行っていない。
2) 自己点検・評価の妥当性 遺伝子組換え実験安全委員会との間で必要な情報が共有されており、重大な事故は発生していない。また安全キャビネット、オートクレーブ等が設置され適切に利用されている。放射線使用実験、感染実験、化学発癌、重金属を用いる動物実験の実績はない。したがって、安全管理に注意を要する動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 ☒ 該当する動物実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験は行われていない。
4) 改善に向けた意見 特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 機関による自己点検・評価結果 ☐ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 実験動物の飼養保管は、改訂された飼育室利用マニュアルに従って適正に実施されている。実験動物飼養保管状況の自己点検票が提出され、書類審査を含む動物の受入や微生物モニタリングも適切に実施されている。したがって、実験動物の飼養保管状況について、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」との自己点検・評価の結果であるが、「基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管状況である。」とする。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 引き続き、改訂された飼育室利用マニュアルに基づく適切な飼養保管を検討されたい。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 機関による自己点検・評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 飼養保管施設は、管理者及び実験動物管理者によって、施設のセキュリティや入退室管理、温湿度管理並びに施設内の整理整頓など、全般にわたり適正に維持管理されている。また飼育室温湿度管理記録、空調設備点検記録などが適切に保管されている。したがって、施設等の維持管理の状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 特になし。

6. 教育訓練の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検・評価の妥当性 基本指針及び飼養保管基準に則した教育訓練が適正に実施され、記録も適切に保存されている。また役割に応じた教育訓練も、日本実験動物学会の「実験動物管理者等研修会」を受講することで対応している。したがって、教育訓練の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3) 検証の結果 ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
4) 改善に向けた意見 人獣共通感染症の内容をさらに充実されたい。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 機関による自己点検・評価結果 ☐ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

「動物実験に関する自己点検・評価」が実施され、「動物実験に関する自己点検・評価報告書」をはじめ、国動協並びに公私動協が要請する情報公開項目がホームページ上に公開されている。したがって、自己点検・評価、情報公開について、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」との自己点検・評価の結果であるが、「基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。」とする。

3) 検証の結果

- ☒ 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

本検証結果も速やかに公開されたい。

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

特になし。